

千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における創業を推進するため、市と連携協定を締結した民間レンタルオフィス（以下「レンタルオフィス」という。）に入居する創業者の経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（平成28年6月3日法律第58号）第2条第1項に該当する者をいう。
- (3) 大企業 中小企業基本法（平成28年6月3日法律第58号）第2条第1項に該当する中小企業者以外の会社をいう。
- (4) みなし大企業 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 発行株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（ベンチャーキャピタルを除く。本号において以下同じ。）が所有し、又は出資している中小企業者
 - イ 発行株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 大企業が実質的に経営を支配（例：大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合又は大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有しているとみられる中小企業者
- (5) レンタルオフィス事業者 市と連携協定を締結した民間レンタルオフィス事業者をいう。
- (6) レンタルオフィス 次に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 来客の取次ぎや郵便の受領等を行う受付・秘書サービスを行う職員が常駐していること。
 - イ 受付・秘書サービスを提供する貸しオフィス事業を3年以上継続していること。
 - ウ 税金を適正に申告し、滞納がないこと。
 - エ 各種関係法令を遵守していること。
- (7) 創業者 事業を営んでいない個人であって、補助対象期間の初日を起算日として一年以内に新たな会社（以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。）の設立を行う具体的な計画を有し、その代表になる者をいう。

既に個人事業主であって、「個人事業主として追加的に新たな事業を開始する場合」や「新たに設立する会社で既存事業のみを実施する場合」は、対象外とする。
- (8) 会計年度 各年の4月1日より翌年3月31日までをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、レンタルオフィスで事

業を行い、第7条の規定による補助申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 初年度に補助申請を行う者は、住民登録地が本市の20歳以上の者であること。
次年度以降に補助申請を行う者は、住民登録地が本市の20歳以上の者であること。法人を設立した者は、代表者の住民登録地が本市であること。
- (2) 利用するレンタルオフィスを実質的な事業活動の本拠とするとともに、補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）の初日を起算日として一年以内に当該レンタルオフィスの住所で法人の本店登記をすること。
- (3) 税金について、適正に申告し、滞納がないこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、健康保険法（大正11年法律第70条）及びその他関連法規等に基づく届出、申請、認定等の事務が適正に行われていること。
- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）に抵触しないこと。
- (6) 個人が申請する場合、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者でないこと。
- (7) 本市の産業振興に寄与することが期待されること。
- (8) 補助対象期間の満了した日から起算して3年以上、補助事業と同一の規模以上の事業を市内で継続する意思があること。
- (9) 補助金交付決定日（千葉市が補助金交付決定通知書を発行する日）以降、千葉市が行う照会等に積極的に協力する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した者は、補助事業者の資格を失うものとする。

- (1) 千葉市暴力団排除条例（平成24年6月28日条例第36号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 法人にあつては、代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与していると認められる者
- (5) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (6) 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為を行う者及び当該行為を行う恐れのある者
- (7) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて千葉市の信用を棄損しあるいは千葉市の業務を妨害する行為を行う者及び恐れのある者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に係る者
- (9) 宗教活動または政治活動を目的とする者
- (10) 公序良俗に反する者等、市長が不適當と認める者
- (11) みなし大企業
- (12) 前各号に準ずる行為を行う者

（市長特認）

第4条 前条第1項に定める要件に該当し、且つ市長が本市経済の活性化に資すると認めた場合

においては、レンタルオフィスへの入居を認めることができる。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助金の交付決定日から交付決定日の属する会計年度の3月31日までとする。
- (2) 次年度以降において、新たに賃借料等の補助金の交付申請をする場合は、補助開始日から起算して通算36月までとする。
- (3) 補助対象期間の算定にあたっては、居室の変更、法人設立又は組織の変更等を行った場合、変更前の期間も通算する。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付決定日以降に支払いを要する次の各号に該当するものとする。

- (1) 交付決定日以降に補助事業者が支払うレンタルオフィスの施設使用に要する賃借料及び共益費等の経費（敷金、礼金、保証金、権利金、不動産仲介手数料、火災保険料、清掃費、水道光熱水費、駐車場借り上げ費、消費税、地方消費税及びその他直接居室の賃借に要しない経費を除く。）
- (2) 補助対象期間内に、前号のレンタルオフィスの施設使用に要する賃借料及び共益費等の経費に対して、国、地方公共団体及びその他これらに類する機関から補助金その他の給付を受ける場合は、当該補助金その他の給付額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、月額4万円を限度とし、当該年度の予算の範囲内において交付する。

- 2 前項の規定により補助金の額を算定する場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 当該事業について補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、市長の指定する期日までに、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第1に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、補助申請の受け付けを終了することができる。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、書類審査及び必要な調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

- 2 前項の審査に関する必要な事項は別に定めるものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

- 4 市長は、第1項の規定に基づき補助金を交付する決定をしたときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者へ通知するものとする。
- 5 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者へ通知するものとする。

（補助申請の取下げ）

第10条 申請者が、第8条第1項の補助金の交付申請の取下げを行う場合は、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金取下届出書（様式第8号）に、別表第2に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付決定をする場合において付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業等の内容、経費の配分又は事業計画の変更をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- （3）その他市長が必要と認める事項

（事業計画等の変更交付申請）

第12条 補助事業者は、前条第1号及び第3号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金事業計画変更交付申請書（様式第9号）に、別表第3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（事業計画等の変更交付決定等）

第13条 市長は、前条の規定による変更申請があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、変更交付申請を承認する。

- 2 市長は、補助金の変更交付申請を承認する場合において、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により変更交付申請を承認したときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金事業計画変更交付決定通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 4 市長は、変更内容を審査し承認しないときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金事業計画変更不交付決定通知書（様式第11号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（事業計画の中止）

第14条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、やむを得ない事情により、事業を中止し、又は廃止する場合は、第11条第2号の規定により千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金事業計画中止（廃止）届（様式第12号）に、別表第4に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第1項の規定による事業計画の中止又は廃止の届出があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金事業計画中止（廃止）届受理

通知書（様式13号）により、補助事業者へ通知するものとする。

- 3 市長は、事業計画の中止又は廃止の理由について、やむを得ない事由であると判断したときは、補助対象期間の内の支払済みの対象経費に係る補助金を交付することができる。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助対象期間における賃借料の支払い実績等の報告をしようとするときは、第2項のいずれか早い日までに、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金実績報告書（様式第14号）に、別表第5に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、次の各号に掲げる日までに提出する。

- (1) 補助金の交付決定日の属する会計年度の3月31日
- (2) 補助事業者が補助金の分割交付を求める場合は、補助事業年度の年度途中において、4カ月分の補助対象経費の支払日の翌月の末日
- (3) 補助対象期間の満了した日の翌月の末日

（補助金の確定）

第16条 市長は、補助事業等の完了（年度途中の一部期間の完了を含む）又は廃止に係る補助事業等の実績報告があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金額確定通知書（様式第17号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第17条 第9条又は第13条の規定による補助金交付決定通知又は補助金変更交付決定通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金交付請求書（様式第18号）又は千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金分割交付請求書（様式第19号）に、別表第6に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（施設の目的外使用、禁止事項等）

第18条 補助事業者は、補助対象期間内において、契約締結したレンタルオフィスを補助金の交付目的以外に使用してはならない。

- 2 補助対象期間の満了した日（事業計画中止（廃止）届受理通知書による通知を受けた場合を含む。）以降にレンタルオフィスを退去する場合、補助対象期間の満了した日から起算して3年を経過する日又は市長が定めた日までは、市内で事業を継続しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項及び第2項の規定に抵触した場合は、当該補助金を全額返還するものとする。

（補助金額の交付の取消等）

第19条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に該当すると認められる場合の他、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、

補助金の交付の停止又は規則第18条の規定により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 市税、使用料その他公課を滞納したとき。
- (3) 事業所の操業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- (4) 第3条第2項に規定する事項のいずれかに該当したとき。
- (5) その他市長が補助金交付すること又は交付したことが不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても、適用するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すときは、補助事業者へ千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第20号）により通知するものとする。

4 市長は、規則第18条及び第1項の規定により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、千葉市民間創業支援施設入居支援事業補助金返還命令書（様式21号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（関係部署との連携）

第20条 市長は、補助金の交付を適正に行うために、必要な事項について関係部署に情報の提供及び協力を求めることができる。

（補助金の経理）

第21条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整理保管し、補助対象期間の属する年度（事業計画中止（廃止）届受理通知書による通知を受けた場合を含む。）の翌月初日から起算して3年間保存しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 交付申請書添付書類（第8条関係）

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（様式第2号） (2) 収支計算書（様式第3号） (3) 資金繰り計画（様式3号 別紙） (4) 市町村民税又は特別区民税の滞納無証明書又は納税証明書 (5) 千葉市税情報閲覧同意書（様式第4号） (6) 誓約書（様式第5号）
法人	<ul style="list-style-type: none"> (7) 会社の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。） (8) 申請日の直近1期分の決算書（法人登記後1期経過している場合に限る。） (9) 市に提出した法人等設立・設置届出書の写し（法人登記後初めて交付申請を行う場合に限る。） (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
個人	<ul style="list-style-type: none"> (7) 住民票の写し (8) 履歴書 (9) 申請日の直近1年分の確定申告書の控えの写し (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第2 取下届出書添付書類（第10条関係）

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 取下げに伴う関係書類 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---

別表第3 事業計画変更交付申請書添付書類（第12条関係）

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 変更に伴う関係書類 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	--

別表第4 事業計画中止（廃止）届添付書類（第14条関係）

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画の中止（廃止）に伴う関係書類 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---

別表第5 実績報告書添付書類（第15条関係）

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 賃借料の支払いを証明する書類 (2) 事業実績報告書（様式第15号） (3) 経営収支の計画と実績（様式第16号） (4) 資金繰り計画と実績（様式16号 別紙） (5) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---

別表第6 交付請求書添付書類（第17条関係）

共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金額確定通知書の写し (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
----	---